

フードバンク活動支援事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策） 申請要領

1 趣旨

この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により増加すると考えられる生活困窮者等に対し安定した食料支援ができるよう、フードバンク活動を行う団体を対象として、予算の範囲内において、フードバンク活動支援事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策）（以下「補助金」という。）を申請するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

補助金の交付対象となる事業は、企業や一般家庭等から無償で食料の提供を受け、生活困窮者等に対し無償で食料を提供する活動を行う団体を対象として、補助金を交付する。

3 補助対象事業

(1) 補助対象期間

令和5年4月1日（土）～令和6年2月29日（木）

(2) 事業に対する補助率及び対象経費等

フードバンク活動支援事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策）交付要綱の第4のとおりとする。

4 応募資格

以下の（1）から（3）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 県内に事業所を有していること。

(2) 特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益財団法人、一般社団法人、消費生活協同組合又は農業協同組合のほか、知事が認める団体であること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の統制の下にないこと。

5 申請期間

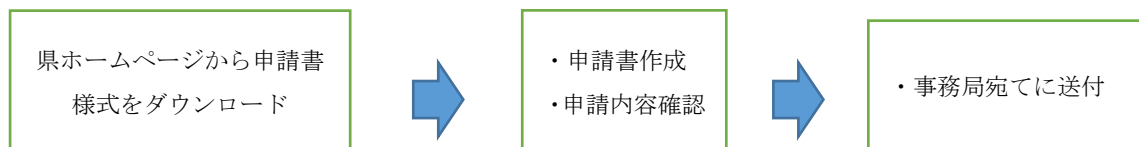
令和5年7月7日（金）～令和5年8月8日（火）

※当日まで事務局に必着

6 応募手続き

業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 申請書提出の流れ



(2) 提出書類及び部数（各1部をイ～ホの番号順に並べて提出すること）

イ 申請書（様式第1号）

ロ 事業計画書（様式第2号）

ハ 収支計画書（様式第3号）

ニ 団体等の概要及び活動状況（様式第4号）

ホ その他知事が必要と認めた書類（指示があった場合のみ提出）

(3) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県保健福祉部 社会福祉課 生活自立・支援班

(5) 提出方法

郵送又は持参による。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「申請書」と明記し、上記提出期限必着とする。

(6) 留意事項

イ 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。

ロ 提出された書類は返却しない。

ハ 申請に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

7 審査及び交付決定

(1) 審査方法

- ・ 本補助金の審査は書面により行うので、提出資料の不備や不足がないよう提出すること。
- ・ 提出書類の不備や不足があった場合は補正や提出を求めた場合は速やかに対応すること。

8 その他

提出された補助金申請書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）により開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。